

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

議 事 概 要

日 時：平成24年6月27日（水） 10:00～11:00

場 所：国土交通省名古屋国道事務所 3階 3BC会議室

1. 会議出席者（敬称略）

所 属		役 職	備 考
会長	中部地方整備局	名古屋国道事務所長	
顧問	名古屋大学大学院	環境学研究科教授	
委員	中部地方整備局	企画部 広域計画課長	代理出席
"	"	建政部 都市整備課長	代理出席
"	"	道路部 道路計画課長	代理出席
"	"	道路部 地域道路課長	代理出席
"	"	道路部 交通対策課長	
"	"	道路部 道路管理課長	代理出席
"	"	愛知国道事務所長	代理出席
"	"	名四国道事務所長	代理出席
"	中部運輸局	交通環境部 環境課長	
"	"	愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	
"	愛知県警察本部	交通参事官兼交通総務課長	代理出席
"	"	交通規制課長	代理出席
"	"	駐車対策課長	代理出席
"	"	交通管制課長	代理出席
"	愛知県	地域振興部 交通対策課長	代理出席
"	"	建設部 都市計画課長	代理出席
"	"	建設部 都市整備課長	代理出席
"	"	建設部 道路維持課長	代理出席
"	"	建設部 道路建設課長	代理出席
"	名古屋市	住宅都市局 都市計画部 交通企画課長	
"	"	緑政土木局 道路管理課長	
"	"	緑政土木局 道路維持課長	
"	"	緑政土木局 道路建設課長	
"	"	住宅都市局 街路計画課長	
"	名古屋高速道路公社	計画部長	
"	愛知県道路公社	工務部長	
"	中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整チームリーダー	
"	"	保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー	
"	愛知県トラック協会	専務理事	代理出席
"	愛知県バス協会	専務理事	
事務局			
中部地方整備局		名古屋国道事務所 計画課長	

2. 議題

- (1) 規約改定について
- (2) 交通基礎データの共有・意見交換について
 - ◆今後の渋滞対策の推進 等 ◆「地域の渋滞箇所」抽出の考え方

3. 議事要旨（意見交換趣旨）

①箇所抽出について

- ・ 渋滞箇所の抽出にあたり、抽出する際の指標（1軸、1'軸、2軸）や、各指標により抽出される交差点箇所について確認した。
- ・ 1軸と1'軸については全国統一指標であり、抽出の際の閾値も含めて決定している。2軸については中部地整管内で各県に提案した指標であり、今後協議会で議論し指標として決定する。
- ・ 2軸の旅行速度はリンク延長の影響を受ける可能性があるため、この指標で抽出された交差点や、交差点流入旅行速度が低いにも関わらずリンク延長が長いために抽出されない交差点については、パブコメ等で再度見直していただきたい。
- ・ 特定の日のみ渋滞が発生する交差点（香嵐溪やイベント開催時の豊田スタジアム周辺等）の取り扱いについては、市民からも渋滞していると認知されているのであれば、渋滞箇所として整理していただきたい。ただし、渋滞箇所だとしても何らかの道路整備をするかは別で、ソフト施策等で対応する等も含めて、協議会で議論していきたい。

②第4次渋滞プログラムについて

- ・ 平成24年度は第四次渋滞対策プログラムの最終年となっており、今年度も対策事業が完了した箇所については実査等により効果検証を実施し、上記以外の箇所は「地域の渋滞箇所」の特定にあたって実施する統一的なデータに基づく客観的な分析、道路利用者の意見等の評価により検証する。

4. 次回の予定

- ・ 次回協議会については、7月下旬に開催予定である。



▲会議風景

平成24年度 第1回愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

日時：平成24年6月27日（水）10:00～11:30

場所：名古屋国道事務所 3階 3BC会議室

議 事 次 第

1.開 会

2.会長挨拶

3.出席者紹介

4.議 事

(1) 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の規約改正について

- ① 構成員の変更
- ② 部会の変更

(2) 交通基礎データの共有・意見交換等について

- ① 今後の渋滞対策の推進 等
- ② 「地域の渋滞箇所」抽出の考え方
- ③ 意見交換

(3) 今後の活動予定について

5.閉 会

所属	役職	氏名	出席者氏名記入		
			出席	欠席	代理出席（代理の方の氏名を記入）
愛知県中部地方整備局	名古屋圏道路事務所長	岩崎 浩義	○		
愛知県名古屋大学大学院	環境学研究所教授	森川 茂行	○		
愛知県中部地方整備局	企画部 広域計画課長	小倉 研			○ 環境政策 鈴木 博幸
"	建設部 都市整備課長	佐田 光祐			○ 環境政策 奥田 五
"	道路部 道路計画課長	田中 利			○ 環境政策 奥田 五
"	道路部 地域道路課長	相澤 寛澄	○		
"	道路部 交通対策課長	知能 行雄	○		
"	道路部 道路管理課長	横山 孝繁			○ 環境政策 奥田 五
"	愛知県道路事務所長	高松 信治			○ 環境政策 奥田 五
"	名古屋圏道路事務所長	三井 隆司			○ 環境政策 奥田 五
中部運輸局	交通政策部 政策課長	榎本 政博	○		
"	愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	城山 浩	○		
愛知県警察本部	交通安全部 交通安全推進課長	石川 智之			○ 環境政策 奥田 五
"	交通安全課長	安藤 定一			○ 環境政策 奥田 五
"	監理対策課長	岡部 一雄			○ 環境政策 奥田 五
"	交通管理課長	松橋 秀樹			○ 環境政策 奥田 五
愛知県	地域振興部 交通政策課長	小澤 智明	○		○ 環境政策 奥田 五
"	建設部 都市計画課長	鈴木 秀育			○ 環境政策 奥田 五
"	建設部 都市整備課長	高野 昌彦			○ 環境政策 奥田 五
"	建設部 道路維持課長	近三 瑞昭			○ 環境政策 奥田 五
"	建設部 道路建設課長	市川 貴夫			○ 環境政策 奥田 五
名古屋市	住宅都市局 都市計画部 交通企画課長	長崎 和久	○		
"	緑政土木局 道路管理課長	二村 正一	○		
"	緑政土木局 道路維持課長	平尾 新之	○		
"	緑政土木局 道路建設課長	木原 良彦	○		
"	住宅都市局 街路計画課長	宮部 朗	○		
名古屋高速道路公社	計画部長	渡辺 哲郎	○		
愛知県道路公社	工務部長	宇井 之雄	○		
名古屋高速道路（株）名古屋支店	総務企画部 企画課長（名古屋）	堤根 泰	○		
"	保全サービス事業部 交通技術（名古屋）	前田 忍	○		
愛知県トラック協会	事務部長	小池 良			○ 環境政策 奥田 五
愛知県バス協会	事務部長	長崎 三千男	○		
愛知県タクシー協会	事務部長	山田 直	○		

会議資料一覧

- ・資料1 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会規約
- ・資料2 今後の渋滞対策の推進について（記者発表資料）
- ・資料3 交通（ITS）データを活用した「地域の渋滞箇所」の抽出フロー（案）
- ・別添資料 愛知県第4次渋滞対策プログラム パンフレット

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路管理者と公安委員会及び、運輸局の協力のもと愛知県内における道路交通渋滞を解消し、円滑な道路交通の確保に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、中日本高速道路株式会社、愛知県トラック協会、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会により構成し、その構成員は別表1に示すとおりとする。

2. 協議会に別表1に示す顧問を置く。
3. 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
4. 第2条の目的を達成するため、会長が必要と認めたときは、ワーキング部会を設置、解散することができる。

(所掌事項)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事項について意見交換、調整を行う。

(交通集中による渋滞に対する施策)

- 1). 交通容量の拡大に関する施策
- 2). 交通需要マネジメントに関する施策

(工事による渋滞に対する施策)

- 3). 幹線道路の工事規制マネジメントに関する施策

(その他)

- 4). 第2条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の招集・運営・進行)

第5条 協議会には会長を置き、会長は国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長とする。

2. 会長は、協議会を総括し協議会を招集する。
3. 協議会の運営・進行は会長がこれにあたることとする。

(検討部会等)

第6条 第4条に規定する事項について調査及び調整を行うため、協議会に次の各号の検討部会及びワーキング部会(以下「検討部会等」という)を置く。

- (1) 渋滞対策箇所選定部会
- (2) 交通需要マネジメント部会

(3) 工事規制マネジメント部会

(4) 「^{ちよろ}道路の走りやすさマップ」作成・検討ワーキング部会

2. 検討部会等の部会長は、別表2のとおりとする。
3. 検討部会等は、協議会を組織している関係官公署団体の中から部会長が指名する職員及び部会長が必要と認める学識経験者等の専門委員で組織する。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。
4. 第5条の規定は検討部会等の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「検討部会等」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
5. 第4条に規定する事項について調査及び調整を行うにあたり、各部会長が検討部会等の合同開催を効率的と認めた場合、検討部会等を合同で開催することができるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の設置に関わる事務を遂行するため事務局を置く。

2. 事務局の構成は、名古屋国道事務所工務課、愛知県警察本部交通規制課、愛知県建設部道路建設課、及び名古屋市緑政土木局道路建設課とする。また、検討部会等の事務局は、別表2のとおりとする。
3. 事務局は、会議の円滑なる運営にあたり、議事録を整理することとする。
4. 検討部会等を合同で開催する場合の事務局は、各検討部会等の事務局がそのままあたるものとする。

(その他)

第8条 本規約に規定されていない事項については、協議会に諮り決定することとする。

(付 則)

1. この規約は、平成5年6月18日から施行する。
2. 名古屋周辺道路交通渋滞対策協議会(昭和63年5月16日)、名古屋周辺道路交通円滑化対策連絡会(昭和63年11月29日)、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会(平成2年12月5日)、愛知県道路交通円滑化対策連絡会(平成2年12月5日)は廃止する。
3. 平成5年9月7日 一部改正
4. 平成6年8月25日 一部改正
5. 平成15年11月5日 一部改正
6. 平成17年3月14日 一部改正
7. 平成17年11月17日 一部改正
8. 平成18年1月30日 一部改正
9. 平成24年6月27日 一部改正

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

H24 構成員

(敬称略)

区分	所 属 機 関	所属部署および役職	氏 名
会長	国土交通省 中部地方整備局	名古屋国道事務所長	岩崎 信義
顧問	名古屋大学	大学院環境学研究科 教授	森川 高行
委員	国土交通省 中部地方整備局	企画部 広域計画課長 建政部 都市整備課長 道路部 道路計画課長 道路部 地域道路課長 道路部 交通対策課長 道路部 道路管理課長 愛知国道事務所長 名四国道事務所長	小倉 親 福田 光祐 田中 創 棚橋 真澄 加納 行雄 横山 幸泰 高松 信治 田中 隆司
	国土交通省中部運輸局	交通環境部 環境課長 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送担当)	榎本 政信 城山 浩
	愛知県警察本部	交通参事官兼交通総務課長 交通規制課長 駐市対策課長 交通管制課長	石川 智之 安藤 定一 阿部 一雄 柘植 秀樹
	愛知県	地域振興部 交通対策課長 建設部 都市計画課長 建設部 都市整備課長 建設部 道路維持課長 建設部 道路建設課長	小澤 智明 鈴木 秀育 高野 昌彦 近山 美則 市川 育夫
	名古屋市	住宅都市局 都市計画部 交通企画課長 緑政土木局 道路管理課長 緑政土木局 道路維持課長 緑政土木局 道路建設課長 住宅都市局 街路計画課長	長嶋 利久 二村 正一 平尾 高之 木野 良彦 宮部 朗
	名古屋高速道路公社	計画部長	渡辺 哲郎
	愛知県道路公社	工務部長	宇井 之朗
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部 企画調整チームリーダー 保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー	盧梅 崇 前田 忍
	愛知県トラック協会	専務理事	小池 良
	愛知県バス協会	専務理事	長崎 三千男
	愛知県タクシー協会	専務理事	山田 透

今後の渋滞対策の推進について

これまで渋滞対策については、累次の渋滞対策プログラム等を通じ、関係機関において検討が進められ、改善の取組みを行ってきましたが、今後、関係機関の連携による検討体制を改めて整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることとなりました。

具体的には、中部地方整備局管内（長野県除く）における中京圏及び各県単位（以下）の体制により、地域の渋滞発生状況等に係る検討を進め、今後速やかに主要な渋滞箇所の特定を図っていきます。

なお、箇所の特定に当たっては、統一的なデータに基づく客観的な分析を基本としつつ、道路利用者の意見や地域性を反映した指標の検討により、地域の実感との整合を図ってまいります。

具体的な検討体制

○中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

東海環状内側の自専道ネットワークにおける
渋滞ボトルネック対策の検討

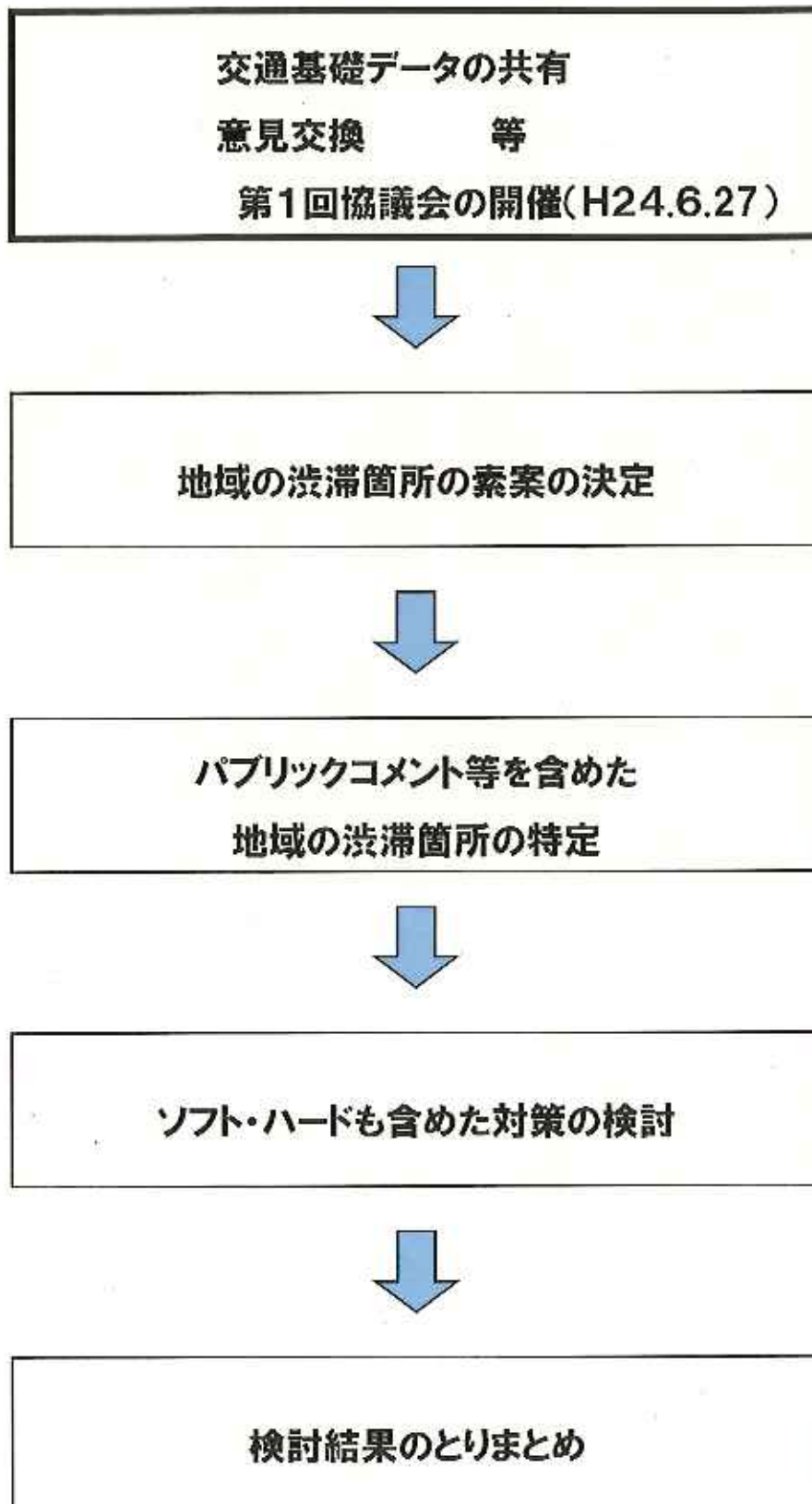
- ・中部地方整備局 ・中部運輸局
- ・中部管区警察局
- ・各県警（愛知・岐阜・三重）
- ・愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市
- ・Nexco中日本、名古屋高速道路公社、
愛知県道路公社
- ・道路利用者団体 等

○各県道路交通渋滞対策推進協議会

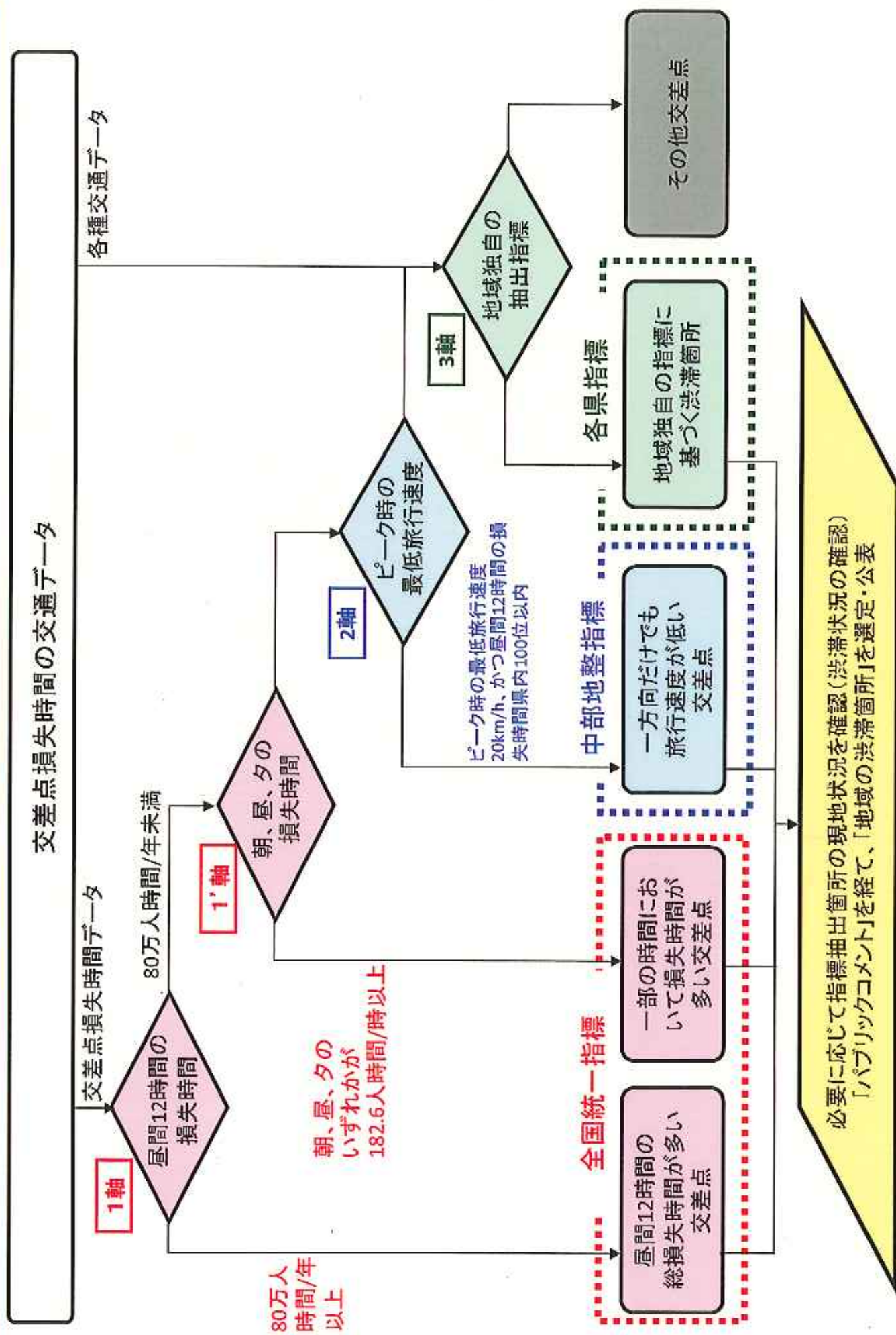
中京圏渋滞ボトルネック対策協議会の対象
ネットワーク以外の道路について検討

- ・中部地方整備局 ・中部運輸局
- ・各県警
- ・地方公共団体（県・政令市）
- ・Nexco中日本、名古屋高速道路公社、
各県道路公社
- ・道路利用者団体 等

検討の流れ



交通(ITS)データを活用した「地域の渋滞箇所」の抽出フロー(案)



●「損失時間」とは、実際に要する所要時間(実旅行時間)と、渋滞の無い状態下での所要時間(基準旅行時間)との旅行時間差(Σ(実旅行時間－基準旅行時間))で表す。

実旅行時間: H22道路交通センサスの旅行速度から算出した旅行時間

※元データは、民間プローブデータ(H22.9～11平日)の平均旅行速度を使用

基準旅行時間: 上記民間プローブデータの10%タイル旅行時間(センサス区間別・上下別に全時間帯で同一値)

※データがない場合は、一般道: 直轄国道60km/h、補助国道55km/h、その他50km/hを使用

■ 損失時間の算出フロー

I. 昼間12時間帯(7時～19時)の各時間帯別・上下線別に、「**実旅行時間**」と「**基準旅行時間**」の旅行時間差を算出

【計算例】



II. 車種別交通量を乗じて損失台時を算出

【計算例】

上り線(7時～8時)の小型車交通量が1,000台だった場合
損失台時 = 旅行時間の差 × 車種別交通量
= 3分 × 1000台/h = 3000台・分/h
= 50台・時間/h

III. 一台あたり車種別平均乗車人員を乗じて損失時間を算出

【計算例】

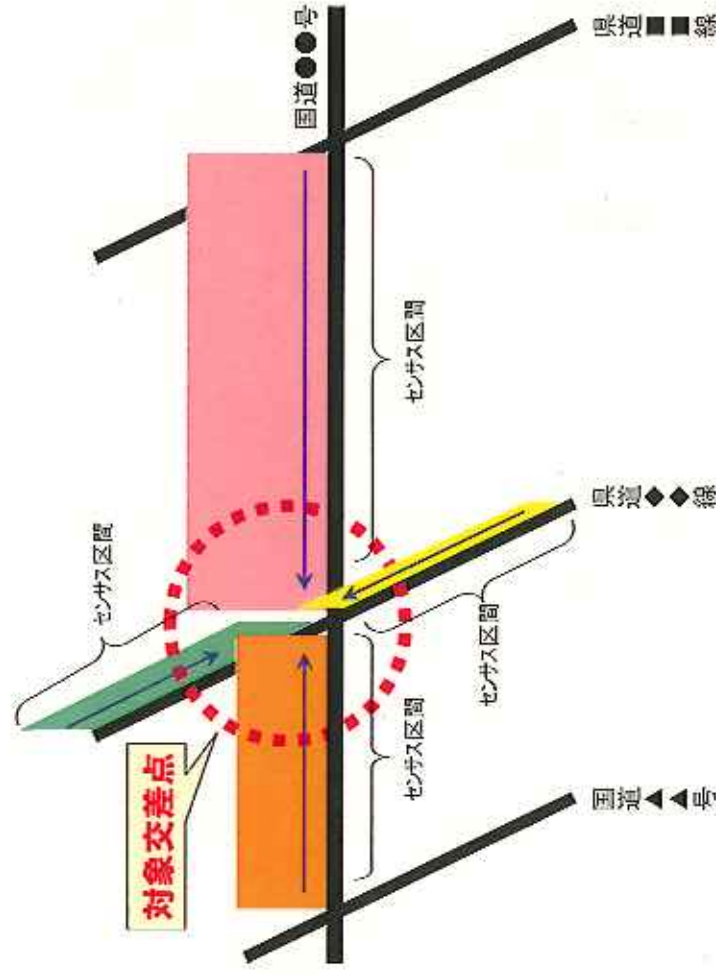
損失時間 = 損失台時(台・時) × 小型車平均乗車人員
= 50台・時/h × 1.3人/台
= 65人・時間/h 「上り線(7時～8時)の小型車損失時間」

※同様の算出手法で、大型車を算出し、足したものが、「上り線の損失時間/h」

※更に、同様に各時間帯別(7時～19時)を算出し、足したものが、「上り線の損失時間/日」

- 交差点損失時間＝対象交差点で交差する各センサス区間の流入方向の損失時間の合計。
 - 対象交差点における渋滞の規模(ボリューム)を示す。
- 下図の場合、交差点損失時間は、「■ + ■ + ■ + ■」となる。

■ 交差点損失時間のイメージ



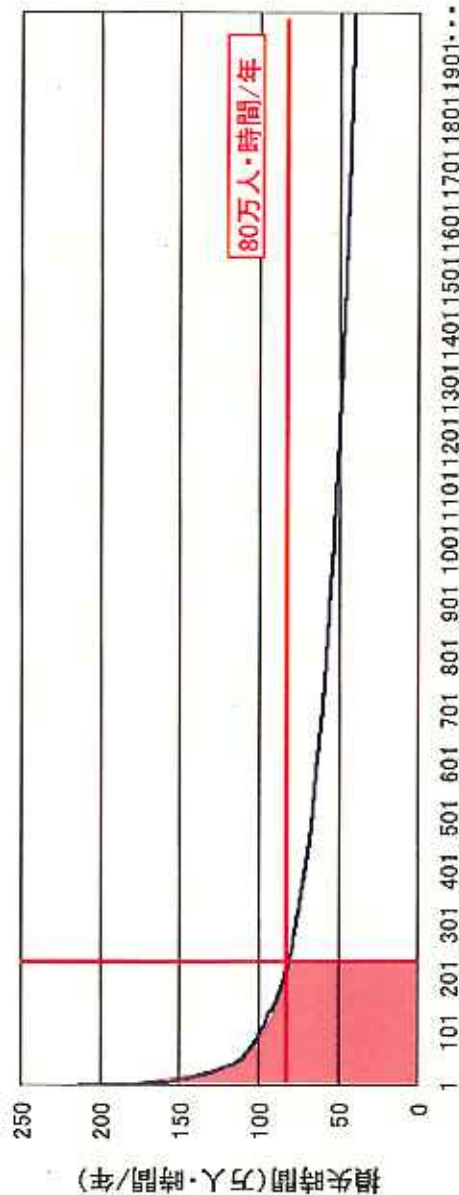
■ 交差点損失時間の算定に用いるデータ等の概要

	概要
根拠データ	平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス)
対象路線	一般道(H22センサス調査対象路線; 県道等以上)
時間帯等	7時台～18時台、平日
交通量	時間帯別・上下別・車種(小型・大型)別
旅行時間	上下別
センサス区間	各センサス路線の接続点を結ぶリンク(区間)等
センサス交差点	3つ以上のセンサス区間が接続する接続点

※ ■, ■, ■, ■ は、対象交差点で交差する各センサス区間の流入方向の損失時間を示す。

※ 今回、1軸の指標地(損失時間/年)の算出にあたっては、データに基づき算出された「損失時間/日」を365倍(×365日)したものである。

1軸:損失時間が80万人・時間/年以上の箇所

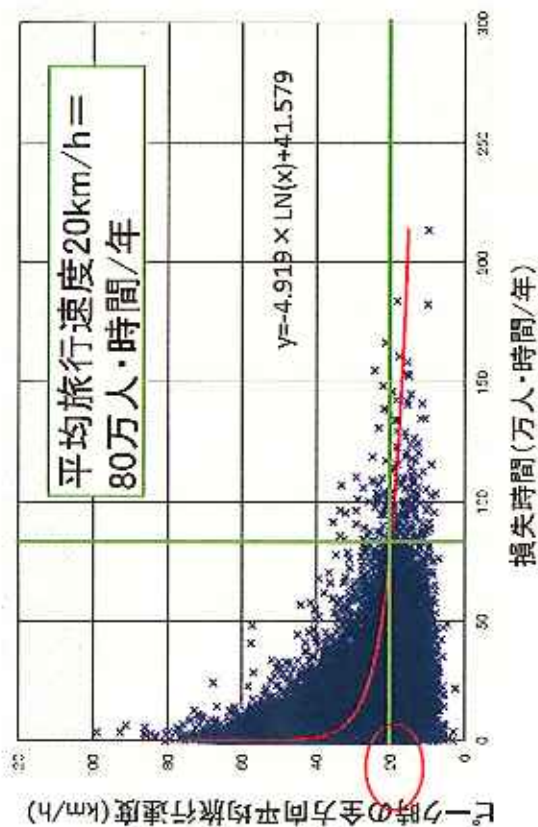


80万人・時間/年とは・・・

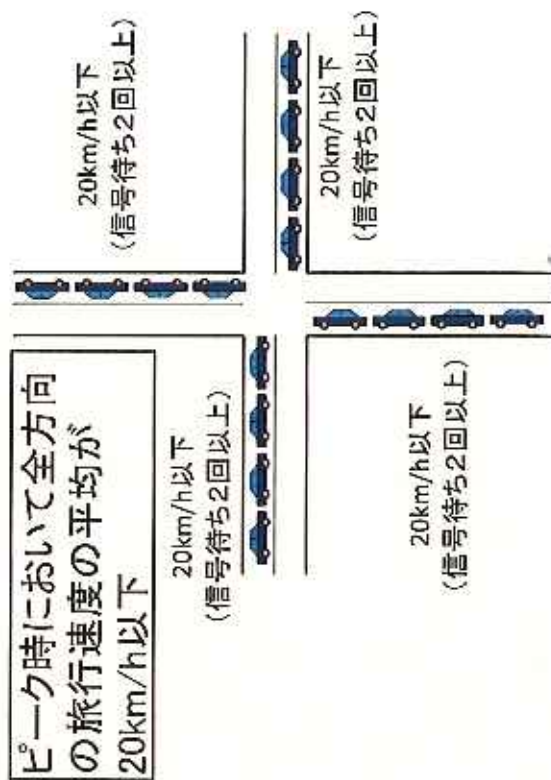
終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下(信号待ち2回以上)となるような箇所

順位

■ 損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係



■ 交通状況のイメージ



1' 軸: 1 軸以外でピーク時の損失時間が182.6人・時間/時以上の箇所

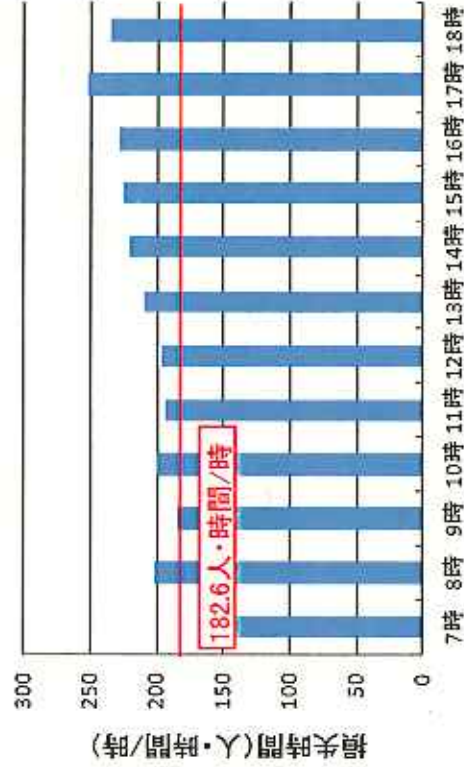
1 軸には対象とならないが、ピーク時には1 軸と同程度の混雑となるような箇所

80万人時間/年(1 軸の指標値)を1 日・時間当りに換算すると、

$$80\text{万人} \cdot \text{時間} / \text{年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人} \cdot \text{時間} / \text{時} (1\text{日})$$

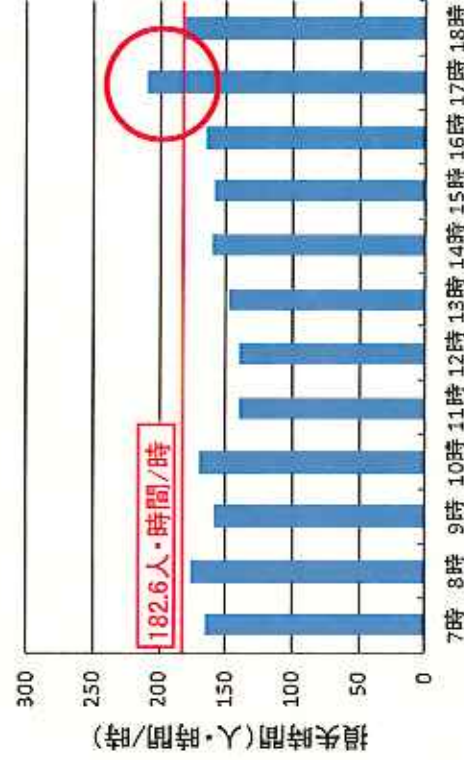
■ 1 軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間

終日混雑が発生



■ 1' 軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間

ピーク時のみ1 軸と同レベルの混雑が発生

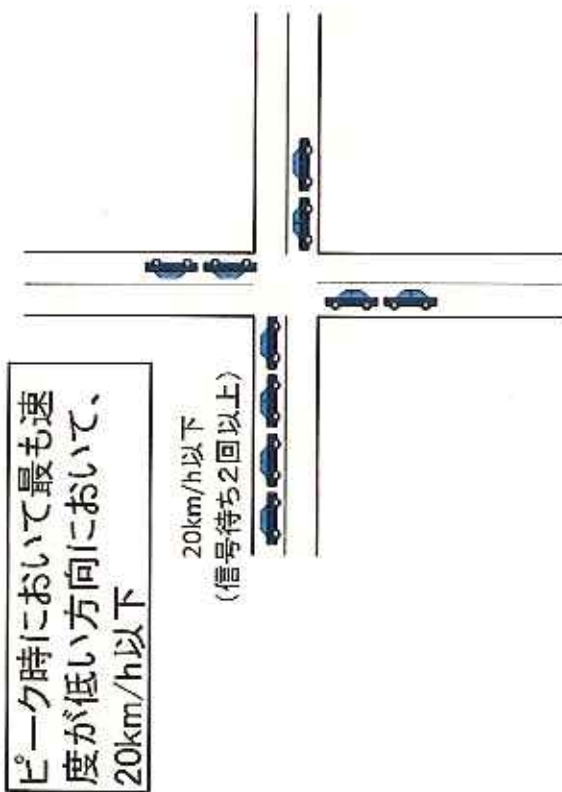


2軸: 1軸、1'軸以外でピーク時のみ1方向のみ20km/h以下となる箇所

交差点損失時間がある程度大きい交差点において、特にピーク時において、各方向の旅行速度のうち、最も低い方向の速度が20km/h以下となるような箇所

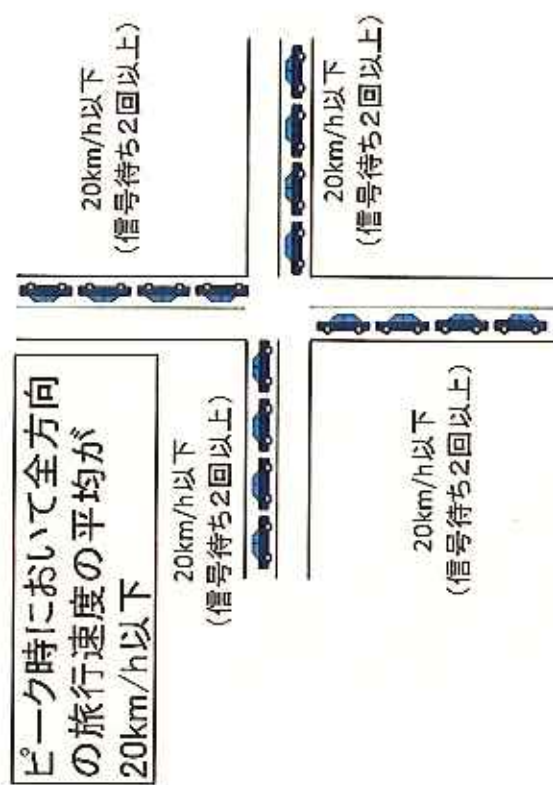
■ 2軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ

1方向だけでも渋滞



■ 1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ(再掲)

全方向が混雑



・JARTICや公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

■道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



■通行止 ■事故等 ■混雑
■フェーン規制 ■渋滞 ■他の規制
■調整中

道路交通情報Nowでは、渋滞を赤色、混雑をだいだい色で表示、下表のように定義されています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速40km以下	時速20km以下	時速10km以下
混雑	--	時速20km～40km	時速10km～20km

<http://www.jartic.or.jp/>

■国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

■警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間

時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間：都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値：平日における1時間平均渋滞長

平日平均：土曜、日曜、休日及び特殊日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均

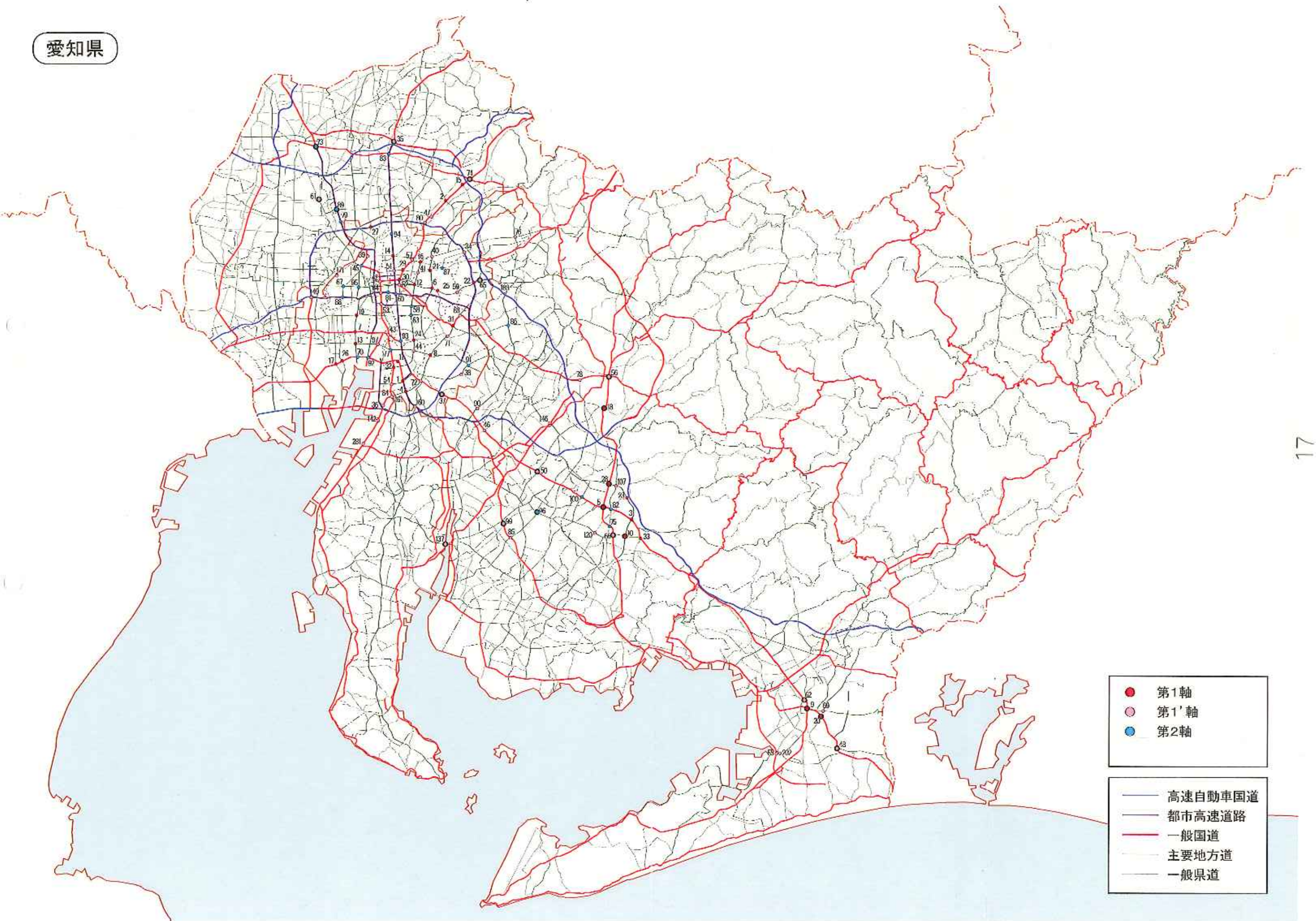
【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

資料：国家公安委員会告示第12号

資料：警視庁、警視庁交通年鑑

◇地域の渋滞箇所(1軸、1'軸、2軸)【愛知県】 ※交通(ITS)データに基づき機械的に抽出

順位	市区町村	交差点名称	交差点損失時間 (人時間/年)	交差路線①	交差路線②	交差路線③	第4次道路P 番号	渋滞フラグ 1軸 1'軸 2軸
1	名古屋市南区	名港道交差点	1,555,283	一般国道23号	環状名古屋線			
2	春日井市	日比谷交差点	1,525,158	一般国道19号	春日井一宮線			
3	岡崎市	岡崎インター西交差点	1,205,368	一般国道1号	岡崎環状線			
4	名古屋市緑区	丸ノ内西交差点	1,131,500	一般国道23号	名古屋第二環状線			
5	岡崎市	八幡交差点	1,109,354	一般国道1号	一般国道246号		5	八幡交差点
6	名古屋市千種区	東清瀬2交差点	1,102,203	環状名古屋線	名古屋長久手線			
7	名古屋市東区	昭和清瀬3交差点	1,098,695	一般国道1号	名古屋環状線			
8	名古屋市白区	野並交差点	1,038,214	名古屋第二環状線	東海環状線			
9	豊橋市	西八町交差点	1,012,778	一般国道1号	一般国道23号	一般国道259号	5	西八町交差点
10	岡崎市	光ヶ丘女子校前交差点	1,009,493	岡崎環状線	岡崎刈谷線		54	光ヶ丘女子校前交差点
11	名古屋市南区	北清瀬交差点	997,457	一般国道23号	名古屋半田線	名古屋環状線		
12	名古屋市千種区	寺池交差点	993,450	名古屋長久手線	名古屋環状線			
13	名古屋市東区	東清瀬前交差点	990,713	名古屋環状線	東海環状線			
14	名古屋市東区	田川交差点	983,544	一般国道41号	名古屋環状線			
15	春日井市	春日井インター西交差点	973,542	一般国道19号	名古屋環状線			
16	名古屋市東区	矢野五丁目交差点	969,501	名古屋長久手線	名古屋環状線	大平線		
17	名古屋市東区	新名(寺前)	954,772	一般国道23号	名古屋環状線			
18	岡崎市	トヨタ町南交差点	947,492	一般国道248号	豊田環状線		45	トヨタ町南交差点
19	名古屋市東区	新名外環交差点	944,932	名古屋環状線	名古屋環状線			
20	豊橋市	丸町交差点	925,678	一般国道1号	豊橋環状線		3	丸町交差点
21	名古屋市千種区	谷口交差点	883,165	環状名古屋線	田原名古屋線			
22	名古屋市東区	上社JCT・平交交差点	877,538	一般国道302号	名古屋長久手線			
23	岡崎市	新清瀬北交差点	877,252	岡崎環状線	東大岡崎線			
24	名古屋市緑区	新清瀬南交差点	877,224	名古屋環状線	岩崎名古屋線			
25	名古屋市千種区	木山交差点	865,422	名古屋長久手線	名古屋長久手線			
26	名古屋市東区	十一番交差点	862,970	一般国道23号	名古屋第二環状線	港中川線		
27	名古屋市西區	五ヶ所交差点	843,718	一般国道302号	名古屋環状線			
28	岡崎市	大塚寺一丁目交差点	838,284	一般国道248号	岡崎環状線		43	大塚寺1交差点
29	名古屋市東区	大塚交差点	838,247	一般国道19号	環状名古屋線			
30	名古屋市東区	小川交差点	828,822	一般国道19号	一般国道153号	新通市池線		
31	名古屋市東区	新山交差点	816,635	一般国道153号	名古屋環状線	名古屋第二環状線		
32	名古屋市東区	津島西交差点	815,638	一般国道247号	名古屋半田線			
33	岡崎市	新山西交差点	803,097	一般国道1号	名古屋環状線			
34	名古屋市守山区	太田インター南交差点	789,195	一般国道302号	千代田線			
35	小牧市	村中交差点	784,769	一般国道41号	一般国道155号		26	村中交差点
36	豊橋市	新山交差点	778,154	一般国道247号	名古屋半田線			
37	名古屋市東区	長坂南交差点	768,595	一般国道1号	東海環状線		14	長坂南交差点
38	名古屋市東区	平交交差点	760,084	環状名古屋線	岡崎名古屋線			
39	名古屋市東区	東生通2交差点	754,598	一般国道22号	名古屋環状線			
40	名古屋市守山区	守山交差点	738,930	名古屋長久手線	環状名古屋線			
41	名古屋市東区	吉出来町交差点	733,019	名古屋環状線	田原名古屋線			
42	名古屋市東区	日比谷交差点	727,873	一般国道19号	一般国道22号	名古屋環状線		
43	名古屋市東区	豊田町南交差点	718,433	一般国道1号	一般国道19号	一般国道247号		
44	名古屋市東区	新山一交差点	710,944	名古屋環状線	東海環状線			
45	名古屋市東区	上郷交差点	709,198	一般国道22号	名古屋長久手線	名古屋環状線		
46	刈谷市	今川町東交差点	705,560	一般国道1号	今川町西環状線	富士松環状線		
47	春日井市	新山一丁目交差点	693,327	一般国道19号	新山山崎山崎線			
48	豊橋市	新山下交差点	691,146	一般国道1号	豊橋環状線	平井春日井線	1	新山下交差点
49	名古屋市東区	島井町交差点	690,474	一般国道302号	名古屋環状線	津島七宝名古屋線	12	島井町西交差点
50	安城市	今木町西交差点	687,812	一般国道1号	豊田一色線			
51	名古屋市東区	清水口交差点	679,874	一般国道41号	田原名古屋線			
52	名古屋市東区	広小路交差点	678,693	一般国道158号	名古屋長久手線	新町線・清瀬線		
53	名古屋市東区	吉連町交差点	674,195	一般国道19号	山王線			
54	名古屋市東区	新山通1交差点	672,984	一般国道247号	環状名古屋線			
55	豊橋市	大山交差点	668,816	豊橋環状線	大山豊橋環状線			
56	豊橋市	新山1丁目交差点	658,987	一般国道153号	一般国道248号	一般国道301号	29	新山町交差点
57	名古屋市東区	平交二丁目交差点	655,250	一般国道19号	名古屋環状線			
58	名古屋市東区	岡崎町南交差点	651,842	名古屋環状線	山王線			
59	名古屋市千種区	西ヶ丘西交差点	650,998	名古屋長久手線	岩崎名古屋線			
60	名古屋市東区	丸山交差点	650,079	名古屋環状線	大塚町線			
61	稲沢市	下津交差点	654,330	春日井環状線	井之口江崎線	名古屋一宮線	69	下津交差点
62	豊橋市	新山交差点	653,323	一般国道1号	清瀬下地線	豊橋環状線	6	新山交差点
63	名古屋市東区	新山交差点	649,020	名古屋環状線	名古屋環状線			
64	名古屋市東区	岩井町交差点	648,932	一般国道19号	矢野町線			
65	名古屋市東区	木通交差点	645,287	名古屋第二環状線	名古屋長久手線		55	木通交差点
66	岡崎市	戸崎町交差点	639,317	一般国道248号	岡崎刈谷線		42	戸崎町交差点
67	名古屋市東区	中村町南交差点	633,617	名古屋環状線	高橋町線			
68	名古屋市東区	新山一丁目交差点	627,535	一般国道153号	名古屋第二環状線			
69	豊橋市	新山下交差点	627,535	豊橋大環状線	東三河環状線			
70	名古屋市東区	新山町交差点	622,732	一般国道23号	名古屋環状線			
71	名古屋市東区	新山町交差点	622,200	名古屋第二環状線	岡崎名古屋線			
72	名古屋市東区	新山町交差点	619,435	一般国道1号	名古屋第二環状線			
73	一宮市	富士3交差点	614,432	一般国道22号	一般国道155号		20	富士3交差点
74	春日井市	春日井インター東交差点	614,133	一般国道19号	一般国道155号		16	春日井インター東交差点
75	岡崎市	新山町南交差点	609,253	一般国道246号	岡崎環状線			
76	豊橋市	三郷交差点	606,591	名古屋環状線	春日井長久手線			
77	名古屋市東区	東郷町二丁目交差点	595,557	一般国道247号	東海環状線			
78	豊橋市	新山下交差点	593,454	一般国道153号	豊橋環状線			
79	豊橋市	下之郷交差点	590,885	一般国道22号	環状名古屋線			
80	春日井市	春日井町西交差点	589,904	一般国道19号	環状名古屋線			
81	名古屋市東区	矢野町交差点	588,436	矢野町線	大塚町線			
82	岡崎市	東生通南交差点	586,270	一般国道1号	岡崎環状線	岡崎環状線		
83	小牧市	岡崎町西交差点	582,747	一般国道41号	一般国道155号			
84	豊橋市	名古屋北交差点	577,293	一般国道247号	名古屋第二環状線			
85	安城市	新山町井田山交差点	577,144	一般国道23号	東海環状線			
86	稲沢市	新山下交差点	575,321	新山山崎山崎線	名古屋環状線			
87	名古屋市千種区	千代田環状線交差点	573,559	環状名古屋線	千代田線			
88	名古屋市東区	新山町交差点	570,928	名古屋長久手線	岩崎名古屋線			
89	名古屋市東区	中ノ郷南交差点	569,802	一般国道22号	春日井環状線		17	中ノ郷南交差点
90	豊橋市	丸ノ内西交差点	568,059	名古屋環状線	新山名古屋線	岡崎環状線		
91	名古屋市東区	東郷町二丁目交差点	565,840	名古屋環状線	名古屋環状線			
92	名古屋市東区	新山下交差点	561,078	一般国道23号	一般国道154号			
93	名古屋市東区	新山下交差点	558,427	豊橋環状線	岩崎名古屋線			
94	名古屋市東区	新山下交差点	553,312	一般国道41号	山王線			
95	名古屋市東区	大塚町交差点	553,203	名古屋環状線	名古屋環状線			
96	安城市	新山下交差点	550,691	豊橋環状線	岡崎刈谷線		58	新山下交差点
97	名古屋市東区	新山下交差点	550,199	一般国道154号	東海環状線			
98	安城市	井田山交差点	541,337	一般国道23号	岡崎環状線	新山山崎線	21	高野町井田山交差点
99	岡崎市	新山下交差点	539,728	一般国道1号	岡崎環状線			
100	岡崎市	新山下交差点	539,304	岡崎環状線	岡崎環状線			
101	岡崎市	新山下交差点	505,984	岡崎刈谷線	岡崎刈谷線			
102	豊橋市	衣浦大橋西交差点	478,298	一般国道247号	一般国道247号		40	衣浦大橋西交差点
103	豊橋市	衣浦大橋西交差点	473,967	一般国道247号	一般国道247号			
104	豊橋市	西三河環状線北交差点	469,090	一般国道155号	一般国道155号			
105	名古屋市東区	大塚町交差点	448,467	一般国道23号	一般国道23号			
106	豊橋市	新山下交差点	444,060	一般国道247号	一般国道247号			
107	名古屋市東区	新山下交差点	440,015	名古屋環状線	名古屋環状線			
108	長久手市	長久手交差点	411,773	名古屋環状線	名古屋環状線			
109	豊橋市	東大塚交差点	393,150	豊橋環状線	豊橋環状線			
110	豊橋市	新山下交差点	378,914	一般国道155号	一般国道155号	一般国道247号		



- 第1軸
- 第1'軸
- 第2軸

- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道